

第四回

参第三号

地方財政委員会法の一部を改正する法律（案）

地方財政委員会法（昭和二十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 衆議院議員の中から代表者として衆議院議長の指名した者 一人

同条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第三号として次の一号を加える。

三 参議院議員の中から代表者として参議院議長の指名した者 一人

同条に次の一号を加える。

七 地方財政に関し学識経験のある者 一人

第六条中「三人」を「四人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政委員会の組織は、諸般の事情にかんがみ、これを充実するため、委員として、参議院議員及び地方財政に関し学識経験のある者の中から各一人を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。